

【検討の背景】

- ✓ 展示設備等の技術的な進歩
- ✓ 公開ニーズの多様化 等

材質や保存状態、実態[※]等を踏まえ、き損の可能性の低い文化財は公開期間の延長を認めるなど、よりきめ細かな取扱とすることが望ましいとの指摘

※平成28年度「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」においても、材質別公開日数に差があることが明らかになった

- ✓ これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案
- ✓ より明快・丁寧な理由・説明を含めたものへの見直し

【現行要項】

き損の程度が著しいものを除き、原則

- ① 公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①に比べて、褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内
- ③ 照度は原則として150ルクス以下

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に協議すること

【要項改訂（案）】

＜これまでの規定より年間公開日数の延長が可能と考えられるもの＞

- 特に保存状態に問題のない、材質が石、土、金属製品（金属製品は考古資料に限る）
⇒ **延べ150日以内**
- その他、保存状態に問題のないものについて、事前に文化庁と協議の上、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合
⇒ **延べ100日程度**

＜個別の重要文化財等の公開における留意事項＞

※保存状態に問題がなく、劣化しやすい材質を用いていない文化財に限る

- 絵画：油絵の公開日数は年間延べ150日以内とすることができる
版画の公開日数は年間延べ30日以内で照度は50ルクス以下とする
上記以外の絵画の照度は100ルクス以下とする
- 彫刻：金属製品の公開日数は年間延べ150日以内とすることができる
単一素材の彫刻作品（一木造り、彩色・漆箔などが無い場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議した上で決定することができる
- 工芸：陶磁器、銅製鍍金などの金工品の公開日数は年間延べ150日以内とすることができる
漆工品、甲冑類の照度は100ルクス以下とする
染織品の照度は80ルクス以下とする
- 考古：材質が石、土、ガラス又は金属製品のものの公開日数は年間延べ150日以内とすることができる
- 書跡・典籍・古文書：照度は100ルクス以下とする
- 歴史資料：近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの照度は概ね50ルクス以下を目安とする

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に技術的指導を求め、協議し対応を決定すること